

社会福祉法人町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ設置及び運営規程

(設置)

第1条 高齢者及び障がい者が、地域で安心して自分らしい生活を継続でき、適切な福祉サービスの利用が可能となるよう権利擁護の推進を図ることを目的に、福祉サポートまちだを設置する。

(事業の実施方針)

第2条 福祉サポートまちだは、事業実施にあたり、市民の自己決定を尊重し、地域生活における権利擁護が図られるよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係行政機関等との連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 福祉サポートまちだの名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 福祉サポートまちだ

(2) 所在地 東京都町田市原町田4丁目9番8号

(事業)

第4条 福祉サポートまちだが行う事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域福祉権利擁護事業

(2) 福祉サービス総合支援事業

(3) 成年後見制度推進事業

(4) 高齢者緊急事務管理事業

(5) その他第2条に定める運営の方針を達成するために必要な事業

(休所日)

第5条 福祉サポートまちだの休所日は、次の各号に定めるところによる。

(1) 土・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前号の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間)

第6条 福祉サポートまちだの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、会長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(管理責任者)

第7条 福祉サポートまちだの管理責任者は、会長とする。

(委員会)

第8条 福祉サポートまちだは、業務の公正性及び専門性を確保し事業を適正に実施するため、委員会を設置することができる。

(苦情処理)

第9条 福祉サポートまちだが行う事業の利用者からの苦情に対しては、苦情解決に関する規程により適切な対応を行う。

(損害賠償)

第10条 福祉サポートまちだの事業実施に関して、本会の責めに帰すべき事由により事業利用者に損害を与えた場合は、その損害に応じて賠償を行う。

(個人情報の保護)

第11条 本会は、福祉サポートまちだの事業実施にあたり、個人情報保護規程により個人情報を適切に管理し漏洩や喪失を防ぐものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるものの他、事業実施に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年11月22日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、町田市社会福祉協議会成年後見制度推進機関「福祉サポートまちだ」事業実施要綱（平成24年4月1日制定）は廃止する。

平成24年11月22日制定